

郵政民営化委員会（第23回）議事録

日時：平成19年4月3日（火） 13：30～15：30

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

○田中委員長 それでは、これより郵政民営化委員会第23回会合を開催いたします。本日は全員出席の予定です、既に4人出席しておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従い、議事を進行させていきたいと思えます。議題1といたしまして、前回会合に引き続き、「実施計画の骨格に対する郵政民営化委員会の所見」における留意事項のフォローアップ等について調査審議を行います。

本日は、日本郵政公社、総務省、金融庁からヒアリングを行います。

まず、日本郵政公社に、留意事項のうち、資産及び負債の点検の実施について伺います。日本郵政公社の藤本栄助常務執行役員、南方敏尚常務執行役員、お二人にお出でいただいています。よろしく願いいたします。

○藤本常務執行役員 藤本でございます。私のほうから進めさせていただきます。お手元に資料がございますが、1ページめくっていただきますと、昨年8月31日にお示しいただきました留意事項が冒頭書かれてございます。要するに、資産、負債について円滑な承継を実現するという観点から、企業会計の標準とその動向を踏まえて、点検を通じ、共通認識を形成するというので伺っていました。そこで本日は、ざっくりと公社の会計の大きな枠組みをお話をした後、減損会計の現状、それと共済年金の追加費用、2つにつきましてご説明を申し上げたいと思っております。

まず、1ページ目の公社における会計の現状でございます。これはいわば、現在の公社の会計回りのガバナンスの仕組みでございます。先刻ご承知のとおりでございますけれども、公社法上、企業会計原則が採用されておまして、毎年、企業会計原則に基づいて財務諸表を作成し、監事、会計監査人の監査を受けた上で、大臣に提出して承認を得ると、こういったプロセスになってございます。公社が始まりました既に3回決算が済んでおります。これらは法定でございますけれども、それ以外に中間決算を実施しております。これも一番最初の年、16年度は試行でございましたが、17、18と3月決算と同じ基準で監査意見を任意で取得していると、こんな状況でございます。その下の参考でございますのは、今申し上げたのは公社の決算の現状でございますけれども、民営化でどういう形で承継されるかということにつきまして

は、民営化法に規定がございます。評価委員会が開かれまして、評価委員が評価した価額において資産の承継をするということにされてございます。時価が標準でございますが、具体的には、先刻、19年、今年の1月26日に当時の産業再生機構の代表取締役社長でございます斉藤先生が座長でございます評価委員会です具体的な基準がつけられておりまして、土地につきましては路線価と、路線価のないものについては鑑定評価額ということでございます。ただし、減損が済んでいるものについては減損後の額、要するに決算の価額をもって承継するという規定になってございます。建物は減価償却後の価額をもって評価をするということでございます。ちょっと後で減損のところに関わりがございますので、ここでご紹介をさせていただきます。

次のページをご覧いただきたいと思っております。日本郵政公社における減損会計の現状でございます。減損会計が強制適用になった平成17年度から、公社におきましても減損会計を適用してございます。適用の手順といたしましては、資産のグルーピング、要するにキャッシュフローを生み出す最小の単位であります資産のグルーピングを行った上で、減損の兆候の判定、減損損失の認識の判定、それから減損損失の測定を行うと、こういったことでございます。そこで、公社においてはこういった資産にグルーピングを行っているのかというのが(1)の記述でございます。総論でございますように、公社の資産、土地、建物等は、公社法上、郵便、貯金、保険、3つの区分、3つの業務ごとに資産、負債、収益、費用を分別するというふうになってございます。したがって、基本的に資産のグルーピングは3業務に分けて行うということでございます。ただし、②でございますように、個別の資産で、キャッシュフローが認識できるものは、資産ごとに減損の兆候の判定を行うということでございます。具体的に申し上げますと、(2)に書いてあるとおりでございます。各論という部分でございますけれども。公社にはいろいろな資産がございます。郵便局でありますとか、あるいは貯金、保険の事務センター、それから病院、社宅、研修所、郵貯の宣伝施設、簡保の施設等々いろいろなものがございます。まず郵便局はどういうふうなグルーピングの考え方を採用しているのかという点でございます。そこで、四角でございますように、郵便業務と郵便貯金業務、それと簡易生命保険業務、2つのくりに分けて書いてございます。結果においては、いずれも全国一単位のグルーピングを採用したということでございますけれども。まず、郵便業務でございます。公社はユニバーサルサービスが義務づけられておりまして、自在に郵便局を廃止できるわけではございません。これは公社法でありますとか、施行規則の規定があるわけでございます。損失、利益を全国的にいわば相互補助するような事業構造になってございます。それから、グルーピングをする場合にはこういった管理会計を採っているかが非常に大きいわけでございますけれ

ども、エリア単位でありますとか、郵便局単位で損益勘定する仕組み、試みはやっておるんでございますけれども、まだ手法が確立されておりません。そういう意味から管理会計上から見ましても全国一本とならざるを得ない現状でございます。実際にも郵便局段階では料金決定等の権限を郵便局長に与えていないというふうなこともございまして、郵便事業は資産グループを全国一単位ということにいたしております。貯金もそれとやや似た状況でございます。銀行の民間金融機関のように本支店勘定もございませぬし、利率の決定権もないというようなことで、郵便貯金業務につきましても資産グループは全国一単位になってございます。簡易生命保険業務でございますけれども、一般的に民間生命保険事業におきましても全国一単位のグルーピングとなっております、簡保につきましても全国一単位ということでございます。それから、その下の②、個別にキャッシュフローが把握できる資産が掲げてございます。逓信病院、郵便貯金周知宣伝施設、いわゆるメルパルク、郵貯会館等でございます。それから、簡易保険の加入者福祉施設、いわゆるかんぼの宿でございます。そのほかに遊休資産の不用決定をした資産等がございます。この個別にキャッシュフローを把握できる資産につきましては、当然、資産ごとに減損の兆候の判定を行っておるということでございます。実際、先ほど申し上げた減損損失の測定までに至るプロセスを経てどういう結果になっているのかというのが、2の減損損失額のところに書いてございます。今申し上げた資産グループにつきまして減損の兆候の判定を行いました。郵便業務、郵便貯金業務、簡易生命保険業務は過去2年間黒字でございますので、減損の兆候がないということで、その結果、減損損失を計上していないということでございまして、減損会計の対象としないということではなくて、減損損失が立っていないということでございます。減損損失額が計上された資産グループにつきましては、その表がございしますが、その表にございましておりに減損損失が立っております。逓信病院、郵便貯金周知宣伝施設、簡保施設、遊休資産、それぞれに書いてあるとおりでございます。2回行っております。17年度の期末の決算と18年度の間接決算でございます。それから、冒頭1ページ目で申し上げましたように、郵便局資産につきましては評価委員会で時価評価の上、承継するということがございますので、減損損失は立っておりませんが、先ほどご説明申し上げましたとおりの基準で承継されるということでございます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。共済年金の追加費用の現状、いわゆる共済の整理資源と言われているものでございます。若干経過を説明いたしますと、共済制度が導入された昭和34年以前から勤務していた職員について、恩給期間を通算した年金額が支給されるわけでございますが、それ以前につきましては財源の積立がございませんので、その分を事業主が

負担をするということになっているものでございます。その法令上の定めは参考書に書いてあるとおりでございます。これまででありますけれども、KKRから請求された金額を年々KKRに払い込むとともに、費用処理してきたという経過がございます。1の現在の公社の会計処理のところをご覧いただきたいと思うんですが、今申し上げたとおり、年々費用処理をしておるわけですが、追加費用の会計処理としては2つの方法があります。毎年度の費用処理、引当金計上、いずれも認められるところではございますが、これまで公社においては、引当金を計上する要件であります、金額の合理的な見積りができないため、費用処理を採用してきたということでございます。ただ、富山委員のご指摘等もございましたし、私どもの公社から民間に移行する際にきれいにしなければいけないという意識も強うございましたので、関係の機関と鋭意折衝いたしまして、そういった状況が変化いたしました。現在においては合理的な見積りが可能な状況になりつつございます。その辺をちょっとご説明いたしたいというふうに思います。郵政職員の年金は一般公務員と同じバスケットで、KKRのほうで管理運営されているわけでございます。そういたしますと、郵政職員のOB分をきちんと抜き出して、そのものについて数理計算をする必要がございます、これは従来できなかったわけですが、KKR等と話をいたしまして、そういう数字を渡していただけるということになってございます。ただ、数理計算でありますとか抜き出す作業もございますので若干の時間がかかりまして、平成19年度の決算、要するに閉鎖決算に計上するということを前提に今作業を進めてまいってございます。会計事実の変更のところでございますけれども、若干、今申し上げた部分の繰り返しになりますけれども、必要な措置といたしまして、郵政OBに限定した負担額というもの、それから計算ロジック、数理計算をいたしまして、現金ベースでの請求がこれからも続くわけですが、数理計算に基づいた額を負債計上するということで今整理がついてございます。3に今後の予定が書いてございますが、見込みがつかしましたものですから19年度の期に計上することを前提にいたしまして、いわゆる公社の中期経営計画、第2期の中期経営計画、19年度を初めといたしまして、結果的に半年間の計画でございますが、そこに計上いたしまして、総務大臣から既に認可をいただいております。

ざっとでございますが、以上ご指摘いただきました点についてご説明をさせていただきました。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑としたいと思います。

○富山委員 どうもありがとうございました。今の共済とか年金のところは非常によくわかり

ました。それで1点ご質問なんですけど、先ほどの減損損失のほうなんですけれども、現状、郵便業務あるいは郵貯、簡保が黒字でなっておりますので会計上こうなることはよくわかるんですが。もちろん事業上のいろいろな言えること言えないことがあると思うので言える範囲で結構なんですけど、これは万が一、郵便業務が赤字ベースになってしまったような場合、当然計上しなさいというふうになる可能性がありますよね。

○藤本常務執行役員 はい。

○富山委員 そのときに、どのくらいのリスクといたしましょうか、もしやった場合どのくらいの金額が出てきちゃうのか。

○藤本常務執行役員 ちょっと仮定の話でありますので、何とも言いがたい点があるわけでございますけれども。

○富山委員 と申しますのは、我々も再生の仕事でよく出てくるんですが、赤字になると大体、減損損失を立てなきゃいけないということでドンと損失が出ます。赤字になってリストラをやると思うと、またいろいろな費用がかかってまた損失が出ますということで、いきなりものすごいダブルパンチの経理的な負荷がかかるという状況が起きるんですよね、どんな場合でも。そこで想定以上に厳しい状況になるということがまああるので、その場合のリスクってどのくらいあるのかなど。

○藤本常務執行役員 全国一本でございますので、測定した場合の差し引きが生じてくるわけでございます。ちょっとそこまで数字を手元に持ち合わせておりませんので何とも言いがたいんですが。要は、今、全国一本で算定を進めるか、あるいはエリアごとに算定をするのか、個別にするのかで随分前提が変わってくると思うんですけれども。ちょっといずれについてもまだ試算というものがございませんので。

○富山委員 ちょっと老婆心であえて申し上げますと、当然、これは経営ですので、リスクにどういうふうに準備しておくかというのは重要な要素なので、願わくはその辺の数字は、日本郵政の側の問題かもしれませんが、それは把握されておいたほうがいいのでは。もちろん数字自体が変わってきますから、そのときにもう一回計算し直すんでしょうけれども、それも持っておいたほうがいいような気がいたしますので。よろしく願いいたします。

○藤本常務執行役員 はい。

○辻山委員 ちょっと遅れてきたので失礼します。ちょうど減損の話が出ましたので、本来は、今、富山委員ご指摘のようなダブルパンチにならないようにというのが減損会計の元々の考え方です。なぜダブルパンチになるかということ、グルーピングが大きすぎたということが一因に

なります。つまり本来ダブルパンチにならないようなグルーピングをしなければいけないわけですね。ただ、先ほどおっしゃっていたように、ユニバーサルサービスということで、より細かく区分した管理会計ができないということであればこうなのかなと思うんですけども。

今回、3の再評価をする前の帳簿価格を回収ということになりますと減損の兆候に引っかけられないかもしれません。ただし、清算時にはこれはいわゆる再評価で簿価が上がりますよね。本来はその簿価ベースで危機管理をするのであれば評価後の簿価ベースでキャッシュフローとぶつけないと、組織変更後直ちに減損の対象ということになる可能性があるのではないですか。今の低い簿価でやってらっしゃると思うんです、減損会計の手続きを。

○藤本常務執行役員 要するに、3事業については、減損損失が立っていませんので、今は簿価のままでございます。公社承継時の簿価を基準といたしまして減価償却をしているのが現状です。

○辻山委員 ええ。それで今回新しく再評価して、新しい組織は再評価後のもので帳簿をつけるわけですから、今度はそれが簿価になって、それとぶつけないちゃいけないわけですね。

○藤本常務執行役員 そうです。

○辻山委員 ですから、今、富山委員のご指摘のケースは、そこで簿価のほうがいきなり上がりますから、その管理はどうなのかという問題があるのではないですか。

○藤本常務執行役員 簿価が上がるかどうかなんですけど、公社承継時に時価評価しております。その以前から数年ごとに国有財産の時代からもやっておりますので、それから上がり下がりがございますが、大きな変化はないのではないかと考えておるんですね。ですから、既に現在の公社の帳簿価格自体が時価にかなり近いものではないかと考えております。

○富山委員 そんなにでっかいダブルパンチにはならない。

○藤本常務執行役員 ないです。ですから、それは国の時代からさんざんやっております、公社時、4年前にやっておりますので、それをさらに今どう見るかということになるんですね。

○富山委員 はい。

○辻山委員 すると、このペーパーの2ページのところで17年度末決算と18年度中間決算で減損損失額、これは損失額のことですか。2回連続して損失を計上したという意味ですね。

○藤本常務執行役員 損失額です。

○辻山委員 そうですか。2期連続で減損損失が計上されるということは、かなり17年度末決算の見通しがあまかったのでは。半年しか経ってないわけですね。

○藤本常務執行役員 そうです。

○辻山委員 2度連続して減損が出るというのもちょっと、日本の仕組みからして、兆候でスクリーニングをかけてますからちょっと不思議な感じがするんですが。

○藤本常務執行役員 これはですね、若干内輪の話になるのかもしれませんが、17年度決算におきましてはこの手法がまだ確立されておりませんで、鑑定評価を出す際にかなり多くの不動産鑑定士に出していったわけでございます。それを18年度におきましては、施設のグループごとに統一をしようというようなことでまとめて出しました。その結果、こういう違いが出て、2度にわたって減損損失を立てることになったわけでございます。結果においては、2度目においてより固くなったということで、ならされて低くなったというのは結果ということでございます。

○辻山委員 最後に1点なんですが、退職給付は急に計算が可能になったというふうな説明でしたが、何か不思議な気がするんですが。

○藤本常務執行役員 恐らくクライメットが変わってきたんだろうと思うんですね。従来から按分方式で請求されておったわけなんですけど、数年前に独立行政法人の通則法ができて、そのときの会計基準から退職給付費用を計上するということになりました。それは数年前でございまして。同じような時に省庁ごとの財務諸表という議論もございまして、それも省庁ごとに計上するというのがございまして、やはりここ数年間で相当政府内でも議論が進んで、むしろ計上するのが普通だというクライメットになってきたんじゃないかというふうに思っております。ですから、従来お話をいたしておりましたなかなか得られなかった数字も、その辺はむしろ出すほうが基本だということになってきているのではないかというふうに思いますけれども。

○辻山委員 そうすると、今までたまっていた分というのは一気に出す。

○藤本常務執行役員 一気に、そうです。

○辻山委員 遅延認識はしないということですね。

○藤本常務執行役員 要するに、年々大体1,300億円ぐらいの費用をお支払いしているわけなんですけど、それを将来、全部積み上げてまして数理計算をします。それを一回で計上するということになります、引当金としまして。一定の割引はもちろんいたしますけれども。

○田中委員長 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、どうも本日はありがとうございました。

次に、民営化に関連する行政上の措置につきまして、総務省、金融庁からお話を伺おうと思っております。総務省からコンプライアンス態勢、内部統制システムの確立について、金融庁からは

金融2社に関する検査・監督上の留意点等についてお話を伺おうと思います。両方からお話を伺いました後でまとめて質疑を行おうと思います。

それではまず、総務省郵政行政局の原口亮介総務課長、佐藤郵便企画課長、淵江貯金企画課長・保険企画課長、大高検査監理官にお出でいただいております。それでは、ご説明お願いいたします。

○原口総務課長 郵政行政局の総務課長、原口でございます。ご説明をさせていただきます。

お手元の資料3でご説明させていただきたいと思います。1ページめくっていただきまして、「コンプライアンス及び内部統制等に係る業績評価について」という資料がございます。公社設立に当たっての基本的な概念といたしまして、いわゆる事前チェックから事後評価にというような仕組みでございまして、基本的な仕組みが、いわゆる事前の予算のチェックとかではなく、あくまで公社のほうで毎事業年度計画、それから中期経営目標、計画をつくって、それについての業績評価を行って、それをその後の取組に反映させるというのが公社の基本的な仕組みでございます。実際には、各年度が終わった段階で公社が自己評価をいたしまして、それを受けて私どもが評価させていただいて、郵政行政審議会に諮った上で決定すると、そのような仕組みをとっているところでございます。それで、一番新しい評価が平成17年度の年度評価でございますけれども、各項目ございますが、その中でコンプライアンスの徹底につきましては取組の強化が必要と、A、B、C、D、Eの5段階でCという厳しい評価をしております。ほかの経営の指標、あとは収益も上がっていたりして割といい評価なんですけれども、このコンプラについては非常に厳しい評価をしております。特にその中でも、いろいろデータ、取組を見てまいりますと、部内者犯罪の防止、現金過不足事故の防止、郵便料金の不適正収納、簡易保険の不適正募集、このあたりは特に、非常に私ども問題が多いというふうに認識いたしまして、特にそこら辺は重点的にというような形の指示をしたところでございます。それを受けまして、郵政公社といたしましても「内部統制強化のための改善計画」を18年9月に発表しております。その中では、私どもが重点項目とって取り上げました4項目については、具体的にこうこういう対応をしたいというようなことが書かれているとともに、一般的な監督体制の強化というのが触れられております。この資料にございますとおり、職員も常勤1,200名、非常勤900名というような形で大幅な増員をするとか、あと、予算措置としても全体で1,500億円の予算をとっております。1,500億円というのは、例えばですけれども、事務室内の防犯カメラで450億円とか、あとオートキャッシャー338億円とか、そのあたりが大どころなんですけれども、そのような予算を計上しているところでございます。

次、1ページめくっていただきまして、その事後評価を別にいたしまして、私どもが公社のコンプライアンス、内部統制についてどのような手段をとっていけるかというようなことでございますけれども、郵便と貯金、保険と分けてご説明させていただきたいと思っております。郵便の関係でございます。基本的には共通なんですけれども、まずヒアリングというのが当然ございます。それから、法律に基づくものとしては、報告徴求・立入検査というものがございます。これまで郵便事業におきましては、ここにありますとおり、別納郵便料金の横領、それから特別送達の取扱い、郵便法第9条違反、それから年賀郵便の関係、この4項目について報告徴求をしているところでございます。その次の手法としては行政指導、それからもう1つが、これが法律に基づくものですが、いわゆる経営改善命令と法令違反等の是正命令、こういう手段があるところでございます。経営改善命令は、1つは先ほど申し上げた評価ですが、評価の結果として必要があると認められるとき、それからもう1つは、公社の経営の健全性を確保する上で特に必要と思われるとき、その2つについて発動できるということになっております。それからもう1点、法令違反等の是正命令でございますが、「等」というのは法令以外にそれに基づく処分とか、業務方法書とか、保険の算出方法書とか、そんなようなものがあるわけですが、それに違反した場合、または違反するおそれがある場合、出せるものでございます。

1ページめくっていただきまして、郵便の関係では、今申し上げた経営改善命令を1回しております。この経緯のところにありますとおり、実は料金の収納関係でいろいろな事件が起きております。新聞に載った話としては、例えば長岡郵便局で27億円とか、そのようないろいろなことが起きておまして、それに対して私どもは、公社に対して報告徴求をし、それに基づいてその対応策を立てさせたところなんですけれども、その後、実際に立入検査に入ってみますと、当初やると言っていた対応策が十分できていないとか、そのようなことが多く見受けられ、それからまた、実際にそんなに大きいものではないんですが、細かいですが、いろいろまた細かな料金不適正収納事案がいろいろ出てきたと。そのようなことから、また、実際にはもちろんそれ以外にも信書の秘密の侵害とか不祥事案件いろいろあったものですから、そこら辺を全体合わせて経営改善命令を発出したところでございます。具体的には、昨年8月10日でございますが、この四角の中にあるような、いわゆる別後納郵便料金の収納に係る二重チェック体制を実効あらしめるように内部管理態勢の充実・強化とか、あと、非常に中を見ても、本社の意図が支社に伝わらない、支社の意図が郵便局に伝わらない、逆にまた、郵便局の事情が支社に伝わらない、支社の把握していることが本社に伝わらない、そのような

ことが非常に見受けられましたので、そこら辺の態勢もきちんとするようにというのが2点目でございます。それから、その過程の中でいろいろ細かい点なんですけれども、マニュアル等の不備もありましたので、それも指摘したと。それから、料金収納以外でもいろいろちょっと細かい点ございましたので、それも合わせて、この④でございますが、法令等遵守態勢の抜本的な見直し・改善を図ることというような指示をしております。あと最後、⑤でございますが、1カ月以内に総務省に報告することということで。その後の経過でございますが、下にありますとおり、9月11日に日本郵政公社から報告を受けまして、それにいろいろな対応策が載っているわけですが、その後、その実施状況を12月に報告させ、またさらに5月に報告させると、そのような予定になっているところでございます。

1 ページめくっていただきまして、貯金保険関係でございます。基本的には、金融庁さんに検査をお願いしている点を除けば、基本的には郵便と同じでございます。まず1点はヒアリングということでこのような監督方針に基づくヒアリング、検査部門による指摘事項によるヒアリング、決算、業績ヒアリング、その他ヒアリング。それから、報告徴求につきましては、貯金・保険関係はちょっと件数が多くて預入限度額管理とか、貯金・保険の現金過不足とか、個人情報保護とかシステムの関係とか、合計31件の報告徴求を実施しているところでございます。それ以外の手法として、行政指導、経営改善命令、法令違反等の是正命令があるのは同様でございます。ただ、貯金・保険の関係は、4のところは今のところ発動しておりません。貯金・保険はいわゆる監督方針というのをつくっておきまして、その中で重点的に検証を行っている事項というのを特に記載してございます。それが下の括弧の中にある11項目でございます。

1 ページめくっていただきまして、これが、いわゆる貯金・保険が郵便と違う部分でございますけれども、検査と監督の関係でございます。検査の開始前に総務省内で連絡会議というのがございまして、検査方針と監督課題をつき合わせるような形でございます。それで、リスク管理に係るものについては金融庁さんをお願いして、金融庁さん、それから私どもで、それぞれが公社に検査に入ると。その検査結果を日本郵政公社に対して指摘事項について報告徴求してヒアリングしていくと、このような形でやっております。検査部門が独立している点と金融庁さんをお願いしている点が郵便関係と違うところでございます。

最後、6 ページでございますが、私どもの検査体制でございます。これは公社法第58条に基づきまして、総務省は法令遵守を中心にいたしまして平成15年から毎年度定常的に検査を実施しております。リスク管理につきましては、内閣総理大臣、実際は金融庁長官に委任でござ

ございますけれども、リスク管理についてはそちらにお願いしていると。これは、政令でリスク管理についてはそういうような形にするという、分野も含めて政令でなっているところがございます。それで、検査体制でございますが、正直なところ私どももう少しこら辺は拡充する必要があるかなと思っているんですけども、実際、検査要員は9名でございます。細かく言いますと、この9名以外に全体を統括する検査監理官、それから実際に検査には入らない、いわゆる審査部門の職員が1名いて、検査監理官傘下という意味では11名でございますけれども、本当に検査を軸に行っている人間は9名ということで、正直なところもうちょっと強化すべきかなというふうには思っております。3の検査内容でございますが、これは毎年度重点的な検査事項を定めた検査方針を策定して検査を実施しているというところがございます。18年度につきましては、前回の民営化委員会でのいろいろなご意見等も踏まえて検査担当者は検査しているというふうに聞いております。18年度検査の重点事項はここにあります6項目でございます。郵貯の不祥事件対策及び簡易保険の募集管理態勢、加入限度額、現金過不足、保険の団体の扱い、それから顧客情報の保護、本人確認、このあたりが特に重点的に行っているところがございます。検査の取扱いは、18年度の場合は3月5日に公社に通知しまして、監督のほうでその後は対応になるということでございます。

私から、概要でございますが、以上でございます。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、金融庁監督局の山崎穰一参事官、それから遠藤銀行第一課長、それから保井保険課長、検査局の谷口審議官にお出でいただいておりますので、ご説明をいただければと思います。

○山崎参事官 監督局の山崎でございます。私から説明させていただきます。座って説明させていただきます。資料は資料4でございます。パラパラとめくっていただいて、最初に免許審査関係法令がずっと続いてございます。それから、15ページには監督上の着眼点、それから16ページは、後ほどご説明しますが、意見交換を通じて説明している項目、それから、17ページ以降は監督指針の概要について、主要行等向けと中小・地域金融機関向け、それから保険会社向けというのをつけてございます。ご説明をさせていただきます。

昨年9月に、私どもの監督局長から監督上の着眼点等についてご説明申し上げましたが、再度ご説明申し上げる機会をいただきましてありがとうございます。郵政民営化につきましては、郵貯・簡保事業が民間金融システムの中に混乱を起こすことなくうまく融け込むことによって、日本の金融システム全体としての安定と活性化に寄与し、利用者利便の向上に資することが重

要と認識しております。このような観点から、金融庁としても所要の準備を進めておりますが、本日は、実施計画の認可に当たってのチェックポイント、それから民営化後の金融庁の検査・監督体制についてご説明申し上げます。それから、合わせまして、日本郵政公社や日本郵政株式会社には意見交換を通じまして民営化後の監督について説明に努めておるところでございます、これについてもご説明を申し上げます。

初めに、実施計画のチェックポイントということでご説明申し上げます。今回は、現に郵便貯金事業を営んでいる郵政公社に銀行業を営ませるという極めて特殊なケースでございます。ほかの民間金融機関のように全く新規に免許申請をして審査をするということではございませんので、実施計画に通常の銀行免許や保険業務免許等を申請する場合と同様の書類を添付していただきまして、これをチェックするという形になります。しかしながら、民営化当初から民間金融機関としての業務執行態勢やリスク管理態勢を求めるという点につきましては、ほかの金融機関と全く変わりはありません。日本郵政株式会社、日本郵政公社におきましてはこれに向けて最大限の努力をしていただきたいというふうに考えてございます。

では、その実施計画において、具体的には各機関について申し上げますと、これから申し上げます申請等があった場合と同様の提出書類についてチェックするということになります。まず、ゆうちょ銀行につきましては、これは順番にめぐっていただきますと、その銀行業の免許ということで1ページに書いてある銀行業の免許と同様ということになります。それから、以下一々資料に当たりませんが、かんぽ生命保険につきましては生命保険業の免許ということとなります。それから、日本郵政株式会社につきましては銀行持株会社、それから保険持株会社の認可と同様ということになります。それから郵便局会社につきましては銀行代理業の許可、それから保険に関しましては保険募集人の登録ということと同様の書類をおつけいただくということになるかと思えます。

それで、以下順次ご説明しますが、通常の銀行業免許審査の場合に、銀行法及び銀行法施行規則の審査基準に基づきまして、主に財産的基礎及び収支見込み、それから人的構成及び業務執行態勢について審査するということになります。資料は1ページでございます。1ページに銀行法、銀行法施行令、それから銀行施行規則と書いて下線が引いてございますが、以下かいつまんで申しますと、具体的な審査項目としては以下のようなものが挙げられます。まず、財産的基礎につきましては、単に資本金の額の最低額が満たされているだけではなく、その申請者が行おうとする業務の規模、特性に見合ったものであること、それから、収支見込みについては、一定期間内に黒字転換が見込まれ、自己資本比率等といった経営の健全性を判断するた

めの手法が適正な水準を維持することが見込まれること。それから、人的構成については、経営能力等の経営者の資質、経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する役職員の確保に照らし、ビジネスモデルに見合った遂行能力を備えていること。それから、業務執行態勢についてでございますが、法令等遵守態勢や内部監査態勢、信用リスク、市場リスク、事務リスク、システムリスク等のリスク管理態勢が整備確立されていることということになるかと思っております。それから、特に、申請者の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っているという場合には、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本となっていることや、ALM管理等のリスク管理が適切に行われる態勢となっていることというのが通常の銀行法免許申請の場合には審査されることとなります。

今申し上げました通常の免許申請時の審査項目や、前回、監督局長からやや詳細にご説明申し上げましたが、経営管理、ガバナンス、それから財務の健全性及び業務の適切性といった監督上の着眼点を踏まえて日本郵政公社及び日本郵政株式会社におかれてはしっかり準備を進めていただきたいというふうに考えております。これから申し上げます保険や銀行代理業等につきましても同様でございます。

それから次に、保険でございますが、これはちょっとページが飛びまして8ページでございます。これは通常の生命保険業免許の場合ということでご説明しますと、銀行業免許と同様に財産的基礎及び収支見込み、人的構成及び業務執行態勢について審査を行いますほか、保険に特有の事情といたしまして事業方法書、それから普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書の記載内容が審査対象となります。それで、具体的な審査項目としては以下のようなものでございます。まず、財産的基礎については、単に資本金等の最低額が満たされているだけではなく、その申請者が行おうとする業務の規模、特性に見合ったものであること。それから、収支見込みについては、一定期間内に黒字転換が見込まれ、ソルベンシー・マージン比率等といった経営の健全性を判断するための指標が適正な水準を維持することが見込まれること。それから、人的構成については、経営能力等の経営者の資質、経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する役職員の確保に照らし、ビジネスモデルに見合った遂行能力を備えていること。それから、業務執行態勢については、保険募集管理、保険金等の支払管理、資産の運用、内部監査態勢等といった適切な内部管理態勢が構築されていること。それから、保険商品の内容につきましては、免許申請書に添付される事業報告書等に記載された事項が保険契約者の保護に欠けるものではなくて、保険料及び責任準備金の算出方法書が合理的かつ妥当なものであることというのが通常の生命保険業免許の場合の審査項目となっております。

それから次に、日本郵政株式会社についてでございますが、これは通常の銀行持株会社、それから保険持株会社の認可申請に必要な提出書類と同様の書類についてチェックすることになります。今たまたまめくっていただいたのが保険のところでございますので、その次の12ページをめくっていただきますと、保険持株会社の場合の法令が添付してございます。日本郵政グループは金融コングロマリットということになるかと思えます。金融コングロマリットのリスクといたしましては、一般的に、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合わせ販売等の誘因の増加、グループ内リスクの伝播、リスクの集中等が指摘されているところでございます。それで、このようなリスクに的確に対応し得るよう、持株会社を頂点としたグループ全体の経営管理態勢や、グループとしての財務の健全性、業務の適切性について十分に留意していただきたいということでございます。それから、今回は、金融持株会社の下に金融機関とともに事業会社がぶら下がっているという、特殊なケースになります。当委員会においてもご議論がありましたように、事業リスクの金融2社への伝播を防止するという視点が重要かと思えます。この点につきましては、持株会社においてグループ内のリスク波及がグループ内の金融機関の健全性等に与える影響について十分理解され、その上でこれに的確に対応するための態勢が整備されているかということをチェックすることになるかと思えます。具体的にはいろいろあるかと思えますが、例えば、郵便局会社と金融2社との間における銀行代理業等に係る業務委託契約がアームズ・レングス・ルールの観点から問題がないかどうかということもチェックすることになるかと思えます。

次に、郵便局会社についてでございますが、これは説明は省略させていただきますが、通常の銀行代理業の許可や保険募集人の登録に必要な提出書類と同様の書類についてチェックすることになるかと思えます。

以上が実施計画のチェックポイントでございます。

次に、民営化後の金融庁の検査・監督体制についてご説明を申し上げます。民営化後の金融庁の検査・監督体制につきましては、まず監督体制について申し上げますと、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の監督につきましては、銀行法、保険業法等、ここに添付してございますが、主要行等向けの総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針等に基づきまして、民間金融機関と同様の目線で監督していくということになります。民営化後のゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の監督のため、郵便貯金・保険監督担当の参事官1人の新設とともに、当該参事官の下で監督事務を行う要員、これは課長補佐等の職員でございますが、10名の増員が認められております。次に、検査体制についてでございますが、先ほどご説明がございましたように、

これまでは総務大臣から検査権限の委任を受けて、毎年、日本郵政公社に対しリスク管理分野の検査を行ってまいりました。民営化後につきましては、ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険に対してコンプライアンス分野も含めた総合検査を行うということになることから、検査官4名の増員が認められているところでございます。

最後に、日本郵政公社及び日本郵政株式会社との意見交換についてご説明申し上げます。繰り返しになりますが、今回の郵政民営化は銀行法が想定していない特殊なケースでございますけれども、ゆうちょ銀行、かんぽ生命については、民営化当初から民間金融機関としての業務遂行能力が要求されることとなります。金融庁としては本年9月までは監督権限はないものの、既に日本郵政公社及び日本郵政株式会社と意見交換を行っております。そこでは、当方から監督指針等に則った監督上の着眼点につきまして十分に説明しているところでございます。資料16ページをご覧いただきたいと思っております。ここに、意見交換を通じた説明項目（主なもの）ということで、郵便貯金業務関係、簡易生命保険業務関係に分けて記載してございますが、これらにつきましてこの項目に沿って説明をしているところでございます。10月1日の民営化実施に向けまして日本郵政公社と各承継会社におかれては十分に連携・協調して、業務運営態勢全般について改善すべき点は早急に改善していただくことを強く期待しております。このため、金融庁といたしましても必要な協力は惜しむことなく、今後も民営化後の監督について十分ご説明させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

それでは、総務省と金融庁、双方のご説明について質疑を開始したいと思います。

では最初に。元々4月1日から民営化だったのが10月1日に半年延びたのは情報システムのお話ということになっているわけですが、今日お話をいただきましたコンプライアンスに係る問題、それからリスク管理に係る問題についても、銀行法上あるいは保険業法上の金融実体として自らを律するためにはやはり時間的ゆとりも欲しいなという雰囲気はあったんでしょうかね。どうなんでしょう、そこは。いろいろ意見交換されまして、やはり10月1日に向けてこれから半年はいよいよ追込みの時間、これはやはり必要だったなという感じがありますか。

○原口総務課長 システムの関係で言いますと、いわゆる暫定システム対応ということで、とにかく公社としてはできる範囲でベストを尽くすという形でやっておりますので、そういう意味では時間があつたのはプラスなんだとは思いますがけれども。時間があればあるほどいいということよりは、1つの目標が定まった、10月に向けてということで。

○田中委員長 今日ご説明いただきましたように、昨年8月に経営改善命令が出てますね。それに見合った内部態勢をつくり上げるには、やはり思いのほか時間がかかるとか、そういう当事者の意見表明等もあったと考えていいですか。それとも、もう円滑にそこはちゃんと手順を踏んで進んでいるというふうに。

○佐藤郵便企画課長 郵便の経営改善命令の関係については、これは民営化することとは特に直接関係なく、現にやはり公社の仕事としてできていないところがあったと。

○田中委員長 業務として適正な業務を行うために必要なことだと。

○佐藤郵便企画課長 そのためにはやはり公社に命令をしたということでございますので。半年先になったとかそういったことは直接関係ございません。

○野村委員 我々の委員会で使命とされているものの中にイコールフットィングという話がありまして、他の業者さんといろいろヒアリングをさせていただいたときに、検査・監督の部分が、国が100パーセント保有しているんだから甘くなるというようなことがあると、これはそもそもイコールフットィングに反するんじゃないかということが強くこれまでも指摘されてきたところなんです。そういう点では私どもも、検査・監督の目線は法令上も特段の優遇措置はなく、民間金融機関として金融庁の検査・監督に服するんですということをずっと代弁してきたというか、そういう認識を持っていますということをお伝えしてきたわけなんです。

そこで今日確認させていただきたいのは、私達の申し上げたそのことが嘘にならない検査・監督ができるのかどうかということなんです。スタートの時点で、つまり今年10月の段階で、一般の金融機関のレベル感に比べて、民営化された日本郵政株式会社の内部管理態勢なりコンプライアンス態勢なりがかなり劣っているという状況でありながらそれが容認されているという事態がもし万が一あったとしますと、これは民営化自体がやはり特別扱いされているんじゃないかという主張につながる可能性がありますよね。このあたり、この10月のレベル感で、日本郵政株式会社というのは全くほかの一般的な民間の金融機関のリスク管理態勢のレベル感に到達できるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○山崎参事官 10月1日に到達できるかできないかということは、ちょっと我々が今、監督をしていませのでわからないんですが、何度も申し上げますが、とにかく私どもといたしましては、法令及び監督指針に基づきまして、民間金融機関と同様に監督していくということでございます。したがって、そこは厳正に監督をし、厳正に検査をしていくと。あくまで他の金融機関ともまさに同様であると、こういうことでございます。

○野村委員 まさにそうあってもらわなければ困るわけなんです、そうなった結果が、例え

ば、もう頻繁に業務改善命令が連発されるというような状況になってしまいますと、単に民営化するだけではなくて、次に上場というのを控えておりますので、上場審査の段階でそんなようなところは上場されてもできないでしょうという話になってくる可能性があるわけですね。そういういわば政策的な配慮がどこかに働いて、本当だったら業務改善命令を打つべきところを配慮してしまうというような誘因になると、これはもう最大の汚点を残すことになってしまいますし、国際的にも説明がつかない状況が生じてしまうというふうに思うんですね。そういう点では、今、金融庁さんは監督をされていないということですね、監督はされていない、検査は一部委託を受けてリスク管理態勢検査されていますけれども。そのあたり、総務省さんのほうとしては自信を持って大丈夫だという形で送り出せる態勢を今整えていただいていると理解してよろしいわけでしょうか。

○淵江貯金企画課長・保険企画課長 そうならないように、10月1日に他の民間金融機関と遜色ないといえますか、そういう業務改善命令が乱発されるようなことのない状況で金融庁さんのほうに監督をバトンタッチできるように最大限の努力をして詰めたいと思っております。

○野村委員 今後あとまだ数カ月あるんですけれども、特に、主としてこういうところはなお一層改善を図るべしというふうに考えて重点的にやっておられるところはありますか。差し支えがなければ、教えていただきたいのですが。

○淵江貯金企画課長・保険企画課長 差し支えない範囲で言いますと、先ほどありましたけれども、特に犯罪の発生とかというものにつきましては、ここのところ懸念をしているところがございます、それについてはちょっと注視を、監督体制を強化していきたいと思っております。

○野村委員 将来、仮に上場しますと、上場すれば不祥事が起きると適時開示でどんどんオープンにしていかなきゃいけませんから、単に監督の目線だけではなくて、マーケットからもそれで株価にもパッと反映してくるという危険性のあるような事柄ですから、そこはとにかく上場まで、みんなでバトンタッチしていくわけなのでしょうけれども、きちっとした形で、今の段階からきちっと金融庁の目線に合った形の検査・監督を実施していただいて、そのままスライドしていくような態勢を是非整えていただきたいと思っておりますので、よろしく。

○淵江貯金企画課長・保険企画課長 監督するに当たって、金融庁の監督指針のほうも随分参考とさせていただいており、そのレベルに達するように監督していきたいと思っております。

○野村委員 私の知っている限りでも、金融庁の監督は相当厳しいようですので、その水準に合った形で総務省さんのほうも、今もうやっておられると思っておりますけれども、今後とも最後まで

で是非やっていただければと思います。

○淵江貯金企画課長・保険企画課長 委員のご意見を踏まえて、さらに充実させていきたいと
思います。

○田中委員長 野村さんが言われた話で、上場に関わってなんですが、上場するという事は、
それまで国が100パーセント株式を有しているときと違って、投資家が経営の資質に関わるす
べての情報を入手したい、知る権利がある。経営の質に関わるというのは、今日、コンプライ
アンスに関わって、あるいはリスク管理に関わってご説明していただきましたのは当然のこと
として、その他果たしてこの経営実態は自分が投資するに足る、将来に向けて企業価値を引き
上げるような経営の質が実現しているかどうかという目線にさらされる。日本郵政株式会社は
早期上場を期待されていますし、政府もまた民営化推進本部で、できるだけ早く日本郵政公社
についても上場の手順に入るようにというふうに言っておられます。ということは、経営の質
というものを判定する材料がいろいろな形で開示されねばならないし、それに耐え得るもの
にできるだけ早くそういう態勢をつくらなきゃいけないということになるわけですね。今日ご説
明いただきましたのは、言うならば一番最初の入口みたいな話でして、これは当然満たされて
るだろうねというところで。しかし、まだちょっと気になる点もあるという先ほどお話もござ
いました。でも、これは連続的に、少なくとも10月1日までこの目線でいけば追い込んでい
ただくように総務省の方々をお願いせざるを得ませんし、結果としてそれが日本郵政のため
であり、民営化を国民的にも成功させる不可欠のことだと思うんですが。そういう視点からいき
ますと、先ほど人員のことを少し言われましたが、もう少し何かやりくりして投入していただ
くということはいかなるのですか。

○原口総務課長 増員要求というのは一生懸命しているんですけども、なかなか。ただ、ま
た今後のいろいろなそういう場でもそういう方向でできるだけ最大限努力してまいりたいと思
っています。

○野村委員 場合によっては民間の力を使うという可能性もあるかなと思うんですよね。これ
は全くの思いつきのアイデアで恐縮ですけども。M&Aの一般的な感覚から考えますと、事
業承継、本当にエンティティーは一緒なんですけれども、公社というものが消滅会社と考えると、
それで株式会社のほうへ事業が承継されていくというふうに仮に考えたとしますと、これは一
種のM&Aですから、そうすると徹底的にその事業がコンプライアンス上で整っているかどう
かというのはものすごいお金をかけて調べるわけですよね。そうしないと承継するほうが安心
して承継できませんので、そういう意味では徹底したデューディリジェンスをやるというのが

一般的な発想だと思うんですね。

ですから、その代わりに、今、公でやっていますけれども、私のイメージから考えると、この短期間のうちに到底9人ではデュージェレンスはできないというイメージですよ。ですから、法務のデュージェレンスだけを考えましても、これまでの書類を全部ひっくり返すわけですよ、普通にやりますと。印鑑の漏れがないかどうかとか、不当な契約条項は存在していないかどうかとか、あるいは契約のうち棚ざらしになっているものはないとか、そういうのも全部、書類で1件1件びっしり張りついてそこで見ると。もちろんこれは、買うほうの側、売るほうの側にとってメリットがあるわけなので、徹底してやるということが一般的なわけですよ。

そうなりますと、本当であれば、国家的なプロジェクトの中でもそういうところを民間の力を活用してでも大量に人を一時的に採用してローラーをかけてやるというぐらいの方策があってもいいのかなという気もするんですね。行政組織法上、難しいということはいくつかありますが、そこはむしろ株式会社さんのほうが資金を持っておられるわけですから、民間企業として本来だったら自分達が承継する事業について足元が危ういと思うのであればそこをお金を投入していただいてやっていただいてもいいのかなという感じもしますけれども。何かそのあたり工夫の余地があるのかなと。

○富山委員 先ほどの野村委員の話とちょっとかぶるかもしれませんが、金融庁さんのほうの監督下に入った後の話なんです。業務の適正性というものに関する監督要素の中で、恐らくさっきもありましたように、一番世の中の的に気になっているのは、ある種、独禁法とか公正競争関連でちゃんとやっていますかという要素になってくるんだと思うんです。通常、普通の銀行の監督とか保険の監督の場合も抱き合わせの問題、ちょっとそれに近いんでしょうけれども、余りそれってそんなに表に出てこないですよ。そしたら公取委が「待った」ということになるんだと思うんですが。その辺は、金融庁さんの監督はどんな立ち位置になるんですか。

○山崎参事官 私どもの監督上の措置の対象となる法令違反については、銀行法違反だけというわけではありませんので、銀行は銀行法だけ守っていればいいということではありません。今の独占禁止法だとかそういう法律も守らなければいけない、日本国の法令はおよそ守らなければいけません。独禁法上の優越的地位の濫用というようなことにつきましても、当然、我々の監督上の着眼点に含まれておまして、処分した事例もございます。ですから、当然、独禁法についても…

○富山委員 同じ目線でやられていると。

○山崎参事官 はい。

○野村委員 保険課長にお伺いしたいんですけども、かんぽ生命保険会社についてのソルベンシー・マージンの考え方なんですけど、これについては、提供している保険の種目が限定的なわけなんですけども、そういう場合でも、今用いている指標をそのまま当てはめていって大丈夫だという考え方でよろしいでしょうか。

○保井保険課長 左様でございます。かつ、公社さんはディスクロを実際にされておられますけれども、相当程度十分な健全性を有しておられると承知しております。

○野村委員 特段何かここに特殊性を加味しなければいけないとか、そういうようなことは全くないですね。

○保井保険課長 ございません。

○野村委員 銀行課長には、B I S 規制的についてお伺いしたいと思います。ゆうちょ銀行は何かいびつなバランスシートになるわけですけども、そうであっても、これはバーゼルⅡの対象ということには一応なるわけですか。

○遠藤銀行第一課長 バーゼルⅡの対象ですね。

○野村委員 そのときはどうなるんでしょうか。何か金利リスクの部分で第2の柱のあたりが非常に大きいリスクを抱えているように思うんですけども、そのあたりで何か特別な所要自己資本の考え方とかというのは今あるんでしょうか。

○遠藤銀行第一課長 どういう体制になるのかまだ決めてませんが、野村先生がおっしゃるように、確かに、金利リスク部分について、国債を資産として非常に大きく持っている、そういう金融機関でございますので、そこをどういうふうに見るのかということ。基本的にはもちろんバーゼルⅡでイコールフットイングをちゃんと見てございますけれども。

ただ、そのリスクを勘案するときのやり方というのは、恐らくその銀行の実態に合ったものでなければならないということもあります、特に第2の柱の場合はですね。どういう形になるかわかりませんが、今、銀行の場合、主要行等向けの監督指針という中でバーゼルⅡの当てはめについていろいろ書いてあります。今度、ゆうちょ銀行が金融庁の監督下になれば、主要行等向けの監督指針をそのまま当てはめるといふ形にはならなくて、郵貯部門をつくるのか、それともゆうちょ銀行に対する監督指針をつくるのか、ちょっと体裁はよくわかりませんが、恐らくそれを定める中で、まさにこの金利リスクというのはどういう形で見ればいいのかということの理論をもう少し詰めていくと思います。ですから、現時点において全く何も配慮せずに完全に横並びだという形にはなかなかない。

○富山委員 その辺の見直しはどのくらいのタイミングで出てくる感じになるんですか。

○遠藤銀行第一課長 今のリスク管理の話に関しましても、既にもう去年の秋から。どちらにしても、今年の4月末に実施計画が出てきますから、それを見越して総務省さんのほうでまず監督体制がどうなっているかということの議論をさせていただくとともに、我々のほうで、まだ非公式というベースでございますけれども、一応、ゆうちょ銀行の経営管理態勢から始まってリスク管理がどうなっているか、金利リスクがどういう形になっているかということについてもいろいろ意見交換させていただいております。それで、そういう議論を何回か積み重ねて、去年の秋から始めまして、今年になって、それから実施計画が出て以降も行う予定ですが、何回かそのサイクルになって、数カ月経つと徐々に議論を踏まえて質が高まっているなという印象があるんですけれども。

○富山委員 日本郵政側なり郵政公社側も、それは基本的にはフィードバックを受けながらやっていると考えてよろしいんですか。

○遠藤銀行第一課長 はい、そうです。

○田中委員長 よろしいでしょうか。1点だけちょっと皆様に聞いておいていただきたいんですが、この私どもの委員会は10月1日以降、金融新商品についての許認可についての判断をするというのが役回りでございます。そのときに、当然のことですが、従来の民間の金融秩序との間にどういうバランスがとれるのかということ配慮しなければいけないという規定が民営化法上ございます。

これまで委員会を続けてまいりまして、今日で23回目の会合になりますけれども、民間の金融事業者の方からも随分ご意見を伺いましたが、この間一貫して私どもが申し上げているのは、「10月1日以降について暗黙の政府保証なるものは存在しないはずだ、なぜならば、民間秩序の中に民営化した金融会社2社が入り込むこと自体が、民間の秩序の中にそのまま融け込むこと自体が民営化法の趣旨であるがゆえに、当然のことながら民営化後は銀行業法及び保険業法の下に入り、したがって他の民間金融機関と全く同じ目線で管理・監督、検査・監督の体制に入る。たまたま政府が株式を保有しているからといってこの金融2社の債務の返済等について政府が保証するなんていうことはあり得ない。もし破綻が起きるとすれば、それは一般の他の金融機関と同様、破綻法制上の問題になる。もしそこにシステミックリスクのおそれがあるということならば、金融危機対応会議が開かれるというのも全く同じ手続のはずだ。暗黙の政府保証なるものはなくすことが日本政府の目的でもあるんだ」と。それが資源配分を適正化させ、そしてこの民営化した金融2社が民間秩序の中で仕事をしていくということが望ま

れているんだから、暗黙の政府保証なるものはもうあり得ないし、もしそういうパーセプションが国民の一部にあるとすれば、それは日本政府が、それぞれの役目にある方々が、そんなものはないと、たまたま政府が株式を保有しているからといって何か大きな損失が出たら損失補てんに入る可能性が高いとか、あるいはそこから出ている債務証書が他の債務証書とは別立てで認識されているなんていうことはあり得ないんだということを、いわばもしそういう誤解が国民あるいは金融利用者の中にあるとすれば、それは正していただかないと、結果として民営化が成功しないということになるのではないかと我々は恐れております。

そういう意味では、暗黙の政府保証というような感じ方が本当に消えていっているなという事実がもし次々確認されるようなことになれば、我々は金融2社が新商品を設計したりあるいはそれを販売したいという申請時に、我々としてはこの話、すなわち暗黙の政府保証の話はもう消えているという事実があった場合は、その点についてだけは少なくとも前に出られる。もしそこについて依然としてまだ政府からも明確にそういうご発言がないと、民間の中ではやはりあるじゃないかと、利用者の中には暗黙の政府保証を実感している人達いますよということになると、それは債務の規模は通常に比べて異常に拡大する、肥大化の後押しをすると、暗黙の政府保証がという議論が民間サイドで出ると、私どもとしては、とてもじゃないがこれは動きがとれないなということになります。

もちろん我が委員会は我が委員会の資格において、そんなものは消えるべきものであり、法の趣旨はそこにあると言いつつけれども、政府の各部局においても10月1日以降、そんな暗黙の政府保証なるものを存在させるつもりはないし、現実に金融2社の債務証書が特段の配慮されることなんかあり得ないということを、折に触れ、是非ご発言していただきたいというふうに思います。それが恐らく、今回の民営化を成功させる1つの条件だと。それだけではどうなるわけでもないんですけれども、しかしそれがないと、民営化した金融2社の動きが、いろいろなものがストップしてしまうというふうに思いますので、是非その点は今後とも折に触れご指摘をいただければありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○野村委員 やや技術的なことを2点だけ金融庁さんにお伺いしたいんですけれども。1点は、先ほど、金融機関は犯罪がつきもので、やはり現金がありますから、ほかの一般事業会社に比べてちょっと犯罪がやはり起こりやすいと、だからこそコンプライアンスが重要だということで世界的にいろいろな内部管理態勢の手法が整ってきて、例えば長期連続休暇とかそういう手法が開発されてきたということがありますので、やや致し方ない面があるかと思うんですけれども。例えば、支店等において大きな横領事件等が起こったというような場合について、金

融機関は当然、不祥事件報告という形で金融庁のほうに届出を出すと思うんですが、これは届けが出されれば問題がないのでしょうか。それとも、ある一定の規模以上の犯罪が頻発しているというようなことになりますと、それがリスク管理態勢なり内部管理態勢の欠陥として、それ自体、管理態勢の問題として処分されるのでしょうか。何かそのレベル感というんでしょうか、その切り分けというのはどういうふうに行われているのかということをお教えいただきたい。それが1点目です。

もう1点は、やはり新規業務については、世間の関心が高いわけなんですけど、新しい業務をするためにはそれなりのコンプライアンス態勢を整えて入らなければいけないというのが前提だと思うんですね。コンプライアンスには、ある程度コストがかかりますので、応分のコストを負担した上であれば、新規業務に参入することについてはイコールフットィングに適用しているという話になるんでしょうけれども。その部分、コストをかけずに業務だけをやりに来るというのはいかがなものかというのが、ほかの業界全体の意見として出てくる可能性があると思うんです。ここの部分は免許の申請のときに、新規業務をやりたいと申請したときに、重要な判断基準として内部管理態勢が整っているかどうかというのを見て免許されるというふうにご覧いただき、よろしいかどうか、ちょっとこの2点を教えていただければと思います。

○山崎参事官 まず後者のほうからお答えします。免許審査のときは当然、その銀行が行う業務が問題になるわけでご覧いただき、通常の場合には、免許申請をする銀行にとってはすべてが新規業務になるわけですが、その業務を行うに足る業務運営態勢が整備されているかどうかというのが重要な判断材料になってきます。

○遠藤銀行第一課長 不祥事件届出という形で、今、銀行のほうから出てまいります。それで、その内容をそれぞれ見るわけでご覧いただきけれども、その不祥事件が、例えば、まさに窓口の営業員の個人的な犯罪であるということで、これは銀行全体として余り問題になるというよりも、まさにそういう悪意を持った者を抱えてしまった銀行の不幸といえますか、それによって発生した場合と、そうじゃなくて、やはり銀行の管理そのものが非常にずさんじゃないかと、そうであるがゆえに必然的にそういうものが発生してしまったんじゃないかということで、いろいろと事象によって違うと思うんです。我々は不祥事件届出を出してもらって、やはりそれは個人の犯罪ではなくて、銀行全体の組織のあり方として非常に根が深いと思われるものはさらに報告徴求を行い、場合によっては何らかの処分に結びつくといったものもご覧いただき。ですから、何件以上不祥事件が起きたから、だからそれは次のステップに進むとかそういう機械的なものではございませんで、結局どのような事象が何を原因にして起こったかということ

を見て、それで決めていくということでございます。10月1日以降、ゆうちょ銀行に関して
もやはり同じような目線で見えていくというふうになるかと思えます。

○保井保険課長 保険のほうでございますけれども、銀行第一課長から申し上げたことと基本的には同じでございます。私ども、例えば行政処分の発動に当たっての明確な基準というのをつくって公表してございます。実は、先般の経済財政諮問会議金融・資本市場ワーキンググループなどでも公表させていただきました。それを敷衍いたしますと、単に事務ミスあるいは不祥事件、個々人の犯罪ということで不祥事件届出をいただいてそれが処分に結びつくというよりは、むしろその背後に事案の重大性、悪質性、あるいは業務執行態勢の不備、それから何らかの改善策がとられて軽減事由となっているかどうか、そういったことを判断して行政処分を必要であればするというふうでございます。

したがって、私どもがいつも拝見しておりますのは、単に不祥事件届出として何か出てきたということではなくて、その背後に、例えば、保険会社なら保険会社のどういう業務執行態勢の不備があったかというのを徹底的に報告していただいて、それをどんどん、保険業法第128条という、報告書の提出徴求を使って掘り起こしていくと。それで必要があれば行政処分を打たせていただくと、こういう考え方でございまして、単に、不祥事件がこういう件数があるからということで行政処分を発動するというふうにはございません。

○田中委員長 よろしいでしょうか。私どもがお願いしたこと、いろいろご努力いただいているようございまして、どうもありがとうございます。今後とも10月1日に向けてよろしく。

本日はどうもありがとうございました。

それでは、もう1つの今日の議題に入ります。郵便・信書便制度の見直しの検討状況について、総務省郵政行政局の原口総務課長、佐藤郵便企画課長、杉山信書便事業課長、中野信書便事業課調査官にお出でいただいておりますので、ご説明をお願いします。

○原口総務課長 引き続きご説明させていただきます。資料5をご覧くださいと思います。「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会について」でございます。

1 ページめくっていただきまして、郵便・信書便における競争促進施策の推進ということでございます。まず、昨年、郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会というのが実施されております。これは平成18年1月から研究会を開催いたしまして、郵便における競争促進に関する施策を検討いたしまして、昨年6月、報告書を取りまとめたところでございます。報告書のポイントとしては5点ございます。1点目は、段階的な全国的展開というのを検討したらどうだろうか。今、信書便制度というのは、一般の信書便というのは最初の1年目

から全国展開するということが義務づけられておりますけれども、それを新たに参入する事業者が1年で全部全国展開というのは難しいのではないかと。例えば、これは3年間かけて全国展開をやれば1年目はごく一部でいいんじゃないかと、そのようなご意見でございます。これはただ、提言の中でもいろいろ逆の、マイナス点もあるので慎重な検討が必要というコメントはついておりますが、こういう点が挙げられておりました。それから2点目が、ユニバーサルサービス基金の創設。今後どんどん、いわゆる自由化を進めていくに当たっては、欧米諸国等も自由化したところは割とこういうような制度もあることから、そういうことについても創設について検討してはどうかというのが2点目でございます。それから3点目として、複数事業者の連携による参入。これはどういうことかといいますと、今の一般信書便の法制度の下では1社で全国やらなきゃいけないというのがあったわけですが、お互いの責任関係が明確化できれば複数の事業者さんが契約等を結んで、その複数の事業者で全国展開できればいいのではないかと。例えば、そのうちの1つに新郵便事業会社になったっていいのではないかといいようなのが3点目でございます。それから4点目が、信書便の差出箱の設置基準の見直し。いわゆるポスト10万本と言われております、実際は10万本という書き方ではなくて、市町村の人口に応じて一人0.00何本とか、そういう規定の仕方、計算すると10万弱になるんですけども、それを見直したらどうかとか。その他いろいろな規制緩和等を行ったらどうか。このような5点の報告が昨年6月なされております。この研究会は、基本的には、現在のいわゆる信書便事業、つまり一般信書便と特定信書便とそういう枠の中でどうやっていくかということ、これを基本的な前提で検討されていたものでございますけれども、その後、いわゆる民営化、元々想定されていたわけですが、実際にも10月から今度民営化するという話とか、あとアメリカで郵便改革法案というのができて、これまでアメリカというのは、ヨーロッパの一般の国と違って特殊な形で、後ほどご説明させていただきますが、違う規制がいろいろあったんですけども、それがどうもヨーロッパ的な規制に変えるというような形の法律ができて、どうも何となく世の中の方向性というのが流れが、そういうのがあるのかなと、そのような状況が起こったようなこととか、そういう状況の中で、結局、現在の信書便法にとらわれず、一般信書便、特定信書便とそういうのにとらわれず、抜本的にもう一回ちゃんと議論しなきゃいけないんじゃないかという話が起りまして、今年になって郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会、今年の2月から開始しているところでございます。それで、もちろん大きな長い目を見た、枠組みを取っ払った流れとの関係で、矛盾しない範囲においては昨年の報告書の提言も今後実現したいというふうにご考えておまして、そういう意味ではこの構成員の方々も、

高橋座長、井手先生、黒川先生あたりは前回の研究会から引き続いてやっていただいていると。残りのほうは新たに今回加わっていただいたわけなんですけれども、そのような形で前回の報告書と連携をとりながら新たな研究会を立ち上げたところでございます。それで、検討スケジュールはここにありまして、2月に検討を開始しまして、論点整理を6月、中間とりまとめを10月、この中間とりまとめの段階でできることがあればできることから実現に向けてやっていこうと。ただ、何せ全体、本当に抜本的な見直しも考えておりますので、そういう意味におきましては最終的な報告書のとりまとめは来年6月と考えております。ただ、今申しあげましたように、すべて実施というのが来年6月以降というよりは、もしその中間とりまとめの段階で大きな流れの中で矛盾しないような話があればそれはどんどん実施していきたいというふうに思っているところでございます。

1 ページめくっていただきまして、まだ始めたばかりで余り少ないんですけども、どういう検討状況かということでございますが、今年の2月21日に第1回が行われまして、第1回は本当に立ち上げということで、郵便事業の現状、信書便制度の現状、諸外国の郵便の動向、そのようなことをご報告させていただきました。先日、3月27日には、テーマとしては「郵便とは何か」というテーマで、私どものほうから郵便の歴史についてご報告させていただいたり、今回、それぞれの分野のいわゆるご専門の先生方に入っていただきましたので、前回は東大の長谷部先生から通信の秘密についてご報告いただいて、それをもとに委員の方々でご議論いただいたりというようなことを第2回でやっております。

今後は、4月に「郵便と社会」というテーマで、社会政策について先生方からご提言いただいて、それについて議論したいと考えております。そのようなことを経て、その後若干の会合を経て、6月の論点整理に向けていきたいというふうに考えているところでございます。

1 ページめくっていただきまして、諸外国との制度比較でございます。これは非常に単純化しておりますので、この独占、競争の面積が競争が進んでいるから競争が広がっているとかそういうことではなくて、全部あくまでちょっと概念的に広さになっております。EUは、一定の重量及び金額で明確に、その外形基準で独占の分野と競争の分野を分けていると。それで、あくまでレターという概念で、いわゆる信書、非信書の区分はないと。なおかつ、EU指令との関係で、中ではいろいろ各国温度差があつて、EU指令を前倒しでやろうというところとか、EU指令どおりやるのは無理だと言っているところとかいろいろございますけれども、基本的には2009年に全面開放するという方向で、まだ最終的にEU指令も固まったわけではないですけれども、そういう方向で検討中ということでございます。それから、2のアメリカの例は、

私が先ほど申し上げた法律ができる前、つまり現在の姿でございますけれども、いわゆる速度基準というのがございまして、非常に細かいんですけれども、例えば送達距離が50マイル以内ですと午前中に出されたものは6時間以内とか、それぞれの距離に応じて、また、その差し出された時間に応じて細かく規制されているんですが、そういうような速度の基準とか、あとは金額で何倍、普通のメールの何倍以上は自由だとか、そういう複雑な形になっております。ただ、先ほど申し上げたように、最近アメリカのほうでもEUと同様の重量基準、金額基準でやるような法案が今できておりまして、また今後そういうような流れになっていくのかなと思っております。アメリカは今、非常に特徴的なのは、いわゆる郵便受箱が郵便事業体の独占になっておりまして、郵便事業体以外の事業者は郵便受箱にメールというんでしょうかそういうものは配達できないと、そういう形になっているのが、アメリカの特徴的なところでございます。それから日本は、まず基本的には信書、非信書という分け方がございまして、非信書については競争、本当に全く自由という形になっております。それから、信書におきましては、今申し上げました信書便事業法によって全国提供義務があつて、その代わり提供できる信書は何も制限されない一般信書便と、いろいろ細かく何グラム、大きさかどうこうとか到達速度がどうこうとかそういうふうに規定される代わりに全国展開義務がない特定信書便と分かれています、このような形です。そういう意味では、先ほど当初は信書便の法律の枠の中で議論していたと申し上げましたけれども、やはり世の中全体的に見ると枠を取っ払った議論も必要ではないかという思いも強くて、今そのような議論をしているところでございます。

次の3枚目が、郵便自由化のスケジュールということでございます。一番左側にEU指令が出ております。1998年段階では、350グラム以上とか基本書状の5倍ぐらいと割と独占範囲が広がったものなんですけれども、時系列的にこのような形で徐々に独占の範囲を狭めてきて、今の段階でまだ最終決定はされておられませんけれども、先ほど申し上げたようにEUの国の中でも温度差があるものですから最終決定はされておませんが、2009年に独占範囲撤廃の方向で検討しているということでございます。ここにありますとおり、イギリスはもう既に2006年に独占範囲の撤廃。イギリスの場合にはロイヤルメールが割と独占度が高くて多少開放してもなかなか入ってきてなかったというのもあつて独占範囲を撤廃しておりますが、やはり撤廃しますといろいろな公的な請求書的なものとかいろいろ民間も入ってきているようでございます。それから、フランスは今でもまだ50グラム以上という、フランスはどちらかという開放にはそれほど前向きではないというふうに聞いております。ドイツにつきましてはEU指令より1年前倒しで2008年、独占範囲の撤廃の予定。このような形でヨーロッパ諸国と

いうのは割と独占撤廃に向かって進んでいるということでございます。

以上が研究会の関係でございますが、あと後ろのほうに参考資料ということで「信書便制度と事業の現状について」をつけておりますが、制度の細かいご説明は省略させていただきます。またお時間のあるときに読んでいただければありがたいと思います。

ありがとうございました。

○田中委員長 ありがとうございました。それでは、質疑としたいと思います。

エクスプレスメールサービスという分野の人達が、日本の郵便事業は国内で独占的な、実質上独占的なものを手にしつつ、他方競争的な分野においては略奪的とは言わないけれども値段をいろいろあれしてお客を奪う可能性があるというふうに発言をすることが一般的なような気がしますけれども、この信書便のところでは自由化がどのペースでなされるのかということと、それから郵便事業会社が国際的、インターナショナルなものも含めましてですけれども、自由に仕事ができる、いろいろな競争市場において仕事、ダイレクトメールとかその他いろいろな仕事をとれるのと、多分結果的には対応関係あるんだろうと。要するに、どうしても信書便は守るぞと、もう絶対ここには手をつけさせたくないという主張で、そこはユニバーサルサービスは課されている以上、ここは実質上の独占がなければもうやっていけないんだという言い方をしていると、他方、公正競争の視点からいろいろいちゃもんつけられると。そういうことで本当に競争的な市場に参入し、需要家の意図、潜在的な意図というものに対応した商品を出し続けられるだろうかという問題が、私が言ってるのは非常に一般論なんですけれどもね、そういう視点というのはあると思うんですが。この調査研究会ではこの郵便・信書便のお話をされるとともに、エクスプレスメールサービスみたいなところの問題も合わせ議論するという姿勢なんですか。この対応関係は。

○原口総務課長 EMS、国際郵便ですね。

○佐藤郵便企画課長 一応この研究会では、そこについては検討対象にはなっていません。EMSについてご説明しますと、万国郵便条約に基づいて各国の郵便事業体、国際郵便サービスをやっている事業体が郵便サービスとして提供しているサービス、アメリカ郵便事業も同じように提供しておりますけれども、ヨーロッパなりの事業体も提供しておりますけれども、サービスでございます。今委員長おっしゃったご批判というのは、それに近いようなといいまじょうか似たような、いわゆるエクスプレスサービスみたいなのをいろいろな業者、いわゆるディグレイターみたいなところが提供しております、それは各国の郵便事業体とそういう意味ではライバル、同じようなものが同じような速度で送られるサービスなものですから、確かにおっ

しゃるような議論がずっと続いておるところでございます。ただ、郵政公社ないし郵便事業会社もそうだと思いますが、引き続き条約上の義務として郵便として行う業務ですので、いわゆる民間とイコールフットィングになる小包とかそういった分野ではありませんので、それについては引き続き提供していくということで変わりはないという、今のところ一応そういうことでご説明はしております。この研究会でそこまでについては直にはやっております。

○原口総務課長 ただ、民営化後の郵便事業会社は、競争的分野とそうではない分野と、会計的にといますか、対外的にちゃんと説明できるような形で出すという、そういう形はとっている、仕組みとしてはなっています。

○増田委員 昨年開催した研究会がとりまとめた提言を受けて、制度を変えた部分というのは何があるのでしょうか。

○原口総務課長 いや、それはまだございません。

○増田委員 ないんですか。

○原口総務課長 はい。ですから、先ほど。

○増田委員 先程、提言のポイントを5点おっしゃっていましたよね。

○原口総務課長 はい。ですから、今ちょっと一般信書便、特定信書便の枠組みにとらわれない形で検討しております。逆に言いますと、その議論の過程でその大きな方向性が見えてくれば、それに矛盾しないような提言であれば是非それは実施していきたいと思っております。

○増田委員 では、昨年の研究会というのはどのような意味があったのでしょうか。普通は、提言があれば、それを受けて制度を変えるのが筋だと思うのですが。

○杉山信書便事業課長 そこは事情の変更があったということでご理解いただきたいんですが。先ほど総務課長からお話があったように、アメリカで非常に大きな動きがあった、重量基準、金額基準を導入するような法律が成立しまして、要は、ヨーロッパとアメリカとほぼ共通の基準ができつつあるという状況にあるわけです。そういう中で日本だけが今のような信書便制度だけに固執していいのかという問題意識の下にこの研究会を立ち上げているわけです。

○増田委員 信書便制度の見直しと、それからさっきの重量、金額による区分けについての動きのほか、昨年の提言を実現してないことについて、何かほかの要素もあるんですか。

○杉山信書便事業課長 結局、今の制度を当面やるべきということで提言いただいたわけですが、もう世界の流れが変わろうとしているときに小手先のことをやってもいかなものかというのがあるわけですから、ついでにはもっと抜本的に検討した上で、よりよい民間参入のあり方について考えたいと思っております。

○増田委員　そうですか。今回それを受けて今おっしゃったような、かなり抜本的な検討を行い、2008年、来年の6月に最終的な報告書を取りまとめるということですね。

○杉山信書便事業課長　左様ですね。

○増田委員　昨年の大きな事情変更というのは、昨年半年ぐらいかけて開催した研究会の立ち上げのときからわかっていたのではないかと思うのですが。

○杉山信書便事業課長　全く違います。昨年12月です。昨年6月にリザーブドエリアの研究会の報告が出まして、その後に我々が予期せぬ形でアメリカにおいて12月に法律が成立しました。全く予知できなかったことです。

○増田委員　そうですか。昨年6月以降、12月までの間で、受けた提言を実現しようという動きをしていたのがよくわからなかったものですから。

○原口総務課長　例えば法案の準備とかそういうようなことはやっていたんですけども。ただやはりそういう表に出る前にそういうことが起こったということでございます。

○増田委員　それでもう一回この研究会を開催するということですね。

○辻山委員　もう1個の研究会のほうに関係するんですけども、信書、非信書という区分けでは、世界的な流れは重量基準に移りつつあるということは状況の変化でわかったんですが、一方でユニバーサルサービスという視点、これは依然として変わっていないわけですね。その大きな方向転換が行われることによって今後のいわゆるユニバーサルサービスに対してこれがどういう影響があるのか、それから基金というものが創設されていますけれども、この基金によって将来的な見通し、ユニバーサルサービスというのがどのくらいのスパンで可能なものなんでしょうかというところをちょっと教えてください。

○杉山信書便事業課長　そこは、これからまさに検討しようとしているところでございまして。ユニバーサルサービス基金という制度が、電気通信などについてはもう既に日本でも制度ができておるんですけども、郵便の世界のユニバーサルサービス基金というのはまだEU諸国でも試行錯誤しているような段階です。つい最近、例えばイタリアでできたとか、ドイツでも一応制度上は仕組まれているけれども、まだ動きだしてはいないという状況ですので。まさにこれからどうあるべきかについて、あるいは外国の制度を勉強しながら考えていくということでございます。

○野村委員　今の辻山委員のご質問と関連するんですけども、ヨーロッパに昨年、私も視察に行かせていただきまして、ヨーロッパで何度も繰り返し質問をしたときに、事業者が政府によって株式を100パーセント持たれているかどうかなんていうのはどうでもよくて、独占か

競争かというのが最大の問題なんだということを何度も強調されているわけですね。特に、私が行ったところはイギリスだったものですから、一応論理的には実態としては独占が続いているように見えますけれども、制度的には完全に競争ということになっているということを前提にして、そこをまた誇りにして。ヨーロッパ大陸の絵を書いて、独占している国と自由になっている国というのを色分けして、先進的なのはこっちだみたいなことを盛んに言っておられた。

そういう状況の中で、やはりユニバーサルサービスの問題というのがこの競争というのとどういふふうに関係してくるのかという点が気になるわけです。特にロイヤルメールに関しては、ユニバーサルサービスの義務は課せられているけれども、ほかの人達はつまみ食いの的に参入することが許されていて不公平だと、こういう話が出ているんですが、ここは何か世界的に決まりがあるものなんでしょうか。それとも全員にユニバーサルサービスの義務を課す必要があるのかどうか、皆にユニバーサルサービスを分担してそれを担ってもらおうという必要性というのがあるのかどうなのか。ここをちょっと教えていただけますか。

○原口総務課長 万国郵便条約、あくまで条約ですから、そういう意味で縛られているのはある意味で政府。ですから、政府として、例えば、1つのこれまでの旧郵便事業体でそれをまかなわせるのか、それとも場合によったら複数の事業者でまかなわせるのか、そこら辺はまたいろいろな考えが、考えとしては論理的にはいろいろ出てまいります。多分今回の研究会、そこまでいくかどうか別にして、そこら辺も1つの論点にはなり得るのかなと思っていますけれども。

○田中委員長 ユニバーサルサービスのコストというものを下げるためには、ユニバーサルサービスの内容として、例えば信書の送達の頻度とか、かかる時間とかいうものは国民が納得できる範囲内においてももう少し緩めるということがあれば、ユニバーサルサービスを義務づけられている郵便事業会社の実質上のコストは下がりますね。そうすればもっと競争的な市場というものを想定することというのは誰にとっても可能だと思うんですが。もちろんこれは国民の了解すべきことですから、全国津々浦々に配達されると、それは維持してくれと、それはほとんどの人がやるべきだと言ってますが。その内容については、もうちょっと緩く考えてもいいだろうという人は時間とともに増えてきていますよね、明らかに。それは今、均衡値がどこへいつているかわかりませんが、いずれにしろ最終的には国会でそこは認定していただいて、国会で法案をつくってもらおうという、法の改廃をしてもらおうということになるんだと思うんですが。

そこはもう少し議論したほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが。それは野村さんが言ったみたいに、結局、競争的にできるかどうかでその話が引っかかっちゃっているというんだったら、そこはもうちょっと下げて、国民的議論としてはですよ、そこはもうちょっと下げた上で議論を進められないかと思うんだけど、どうなのでしょう。

○原口総務課長 おっしゃるとおりで、万国郵便条約上も、いわゆるユニバーサルサービスは各国の義務にしていますけれども、その水準というのは各国の事情が違うので各国の事情に応じて検討しようということになっております。そういう意味では十分議論の対象にはなると。

あと、今ちょうどこの民営化の関係で言いますと、民営化の制度設計に当たってのいろいろな国会答弁その他でもサービス水準は低下しないというようなことで言っておりますので、ちょっと今すぐどうこうというのがいいのかどうかは別にして、おっしゃることというのは十分今後の議論としてはあり得る話だと思っています。

○田中委員長 でもね、サービス水準というのもいろいろあって、まさか料金値上げするわけじゃないでしょうねというのがあってね。だから、料金値上げの話と、例えば頻度とか送達時間とかというのは対応が出てくるわけですから。そこはやはりサービス水準といたって多義的ですからね、そう話は簡単ではないというか、もう少し戦略的に選べるんじゃないかと思うんだけど。

○原口総務課長 おっしゃるとおり、戦略的に、いろいろ幅広く考えなきゃいけないと思います。

○富山委員 今のことも関連するんですが、やはりユニバーサルサービスのコストということの関連で、このページ3の切り方なんですが。私の想像なんですが、ユニバーサルサービスのコストあるいは独占のコストで考えると、信書だろうが非信書だろうが運ぶのは一緒なので、余り縦に切るとするのはエコノミクスとしては多分、メイクセンスしないんだと思うんですよ、多分。それで多分、横に切ることになってるんだらうと想像するんですが。

この研究会への個人的な要望なんですが、是非ともエコノミクスの議論を研究会の中でやっていただきたい。そのために経済学部先生もいらっしゃる。インダストリアルエコノミクス、産業経済性の議論を是非ともそこでかなり突っ込んでやっていただきたい。それと、当然、今委員長からありましたように、コストとパフォーマンスの兼ね合いで、実はサービス水準が決まっているので、私もこの仕事をするまであれだけ普通郵便の翌日配達率が高いとは知らなかったの。翌日に届く率は高いですね。あんなに高いとは知らなかったの。時々、速達を使っていたんですよ。大損したなと思って。その後は私、一切、速達を使わない。普通の人は知

らないですよ、あれだけ翌日に着いちゃうというのは知らないのです。速達って何なんだろうと思ったりするわけで。それって意外と一般国民は知らない。

あと、この前、週刊誌でたたかれてましたけれども、1月1日に年賀はがきが着かなかったとかって言う人、その気持ちはわからないじゃないんですけれども、正直言って僕らの世代より下の人って、ほとんどの人は1月1日に年賀状が来てようが来てまいが大したことじゃないと思っている人が多分多いんですよ。それは、何をもって価値あるサービスと認めるかというのは、当然これ普遍で固定的なものではないわけで。逆に言うとそのために、我々も郵便局を見せていただいて、1月1日にものをぴったり持つていくために大変な設備をお持ちになっているということを変に説明していただいて、ただじゃないんだよなって正直思った次第でありまして。それにどれだけの国民はコストを払っているのかというのも、そこはちゃんとフェアに開示した議論をすれば、今、田中委員長が言われように、国民は割とそういう意味では賢いのですから、理解して、さあどうしましょうという選択の議論になるような気がするのです。是非ともその選択肢を示すような議論をしていただけるとうれいなという感じがします。要望ですけれども。

○野村委員 別件でよろしいですか。1月1日に着いた人をこまめにチェックしている私としては、冗談ですけども、今のお話に興味があるのですが、あえて別の話をさせてください。

ビジネスとして、郵便事業というのは何となくメールとかに押されて先細りというイメージがやや定着している感があるんです。しかし、本当に狭い経験ですけども私が聞くところによれば、海外では郵便事業は伸びている国もあると。つまり、電子メールは、浸透しているわけなんですけれども、それでも郵便というものがいろいろな事業を手がけることで収益をあげているという国もあるという話を聞くわけなんです。ちょっと聞いたときに、どうもダイレクトメールのようなものについてコンサルティングからすべてどういう人達にどのようなものを届けると効果があるんだというようなことを丁寧にコンサルティングをしながら、コンサルティングフィーもとって、そして気に入ったものをちゃんとその時までにお届けするというような、何か総合的なサービスを展開しているような感じがありまして。そういう何かこう、もっとビジネスとして考えたときにやりようがあるんじゃないかという気がしているんですよ。

そのときに、恐らく個人情報の保護という問題とバッティングしてくるところがあって、郵便事業体が持っている個人情報にもものすごい価値があるので、これをビジネスにつなげてしまうとすごい儲かる事業体なんですね。それがどこまで許されて、どれからが許されないのかと

いうことを明確なルール化をしていくことによってビジネスのチャンスがやや広がる可能性もあるし、あるいはやっつけはいけないことが明確化することによって社会的信頼感がより一層増すということもあると思いますので。そのあたり、ちょっと全く別な次元かもしれないんですけども、ビジネスとして、この事業体、郵便事業というのを発展させていく上でもうちょっと工夫の余地がないのかどうか。そのためには検討すべき点がないのかということ、この研究会でやるかどうかは別にしても、是非検討していただければなというふうに思います。

○原口総務課長 ありがとうございます。おっしゃる意味では、非常にそういう意味では民営化はある意味でありがたくて、これまでやはり法律で縛られていて出資なんかの対象も制限されていてという中で、おっしゃるような業務は割と海外諸国では一般的にやっているような面もあるんですけども、我が国ができてなかったと。そういう意味では、今後は民営化しましたので、本来業務を害するような話は別にして、認可対象でやれるようになりますので、そういう意味ではおっしゃるような展開も含めて郵便事業会社で検討していただければありがたいと思っております。

それからあと、おっしゃる個人情報、非常に重要で、信書便の関係で言えば、今ご報告した研究会とは別に、信書便における個人情報保護の研究会というのをやっております。それはどうしてもほかのいろいろな関係のところとの並び等あるんですけども、合わせて並行してやらせていただいておりますので、そういう中からまたいろいろ出てくるのではないかなと思っております。

○辻山委員 先ほどの貯金とそれから保険のところでは、イコールフットィングの話がかなり出ていたんですけども、やはりこちらのほうがかなりイコールフットィングの問題は難しいのかなと思いたしますが。この辺、先ほど来、話が出てないんですけども、この辺はどうなんですか。

○原口総務課長 元々この信書便制度をつくる時に、段階的ではなく一気に全体を開放すべきというようなご議論が割とありまして、そのときに一気に全体開放したときに、郵便事業体、いわば公社はユニバーサルサービス義務を持っていて、ほかが自由にするとそれこそそれは、今度は逆の意味のイコールフットィングではなくてクリームスキミングが起こってしまうのではないかと、そういう議論の中から、この一般信書便というのは信書を何でも自由に参入できますよと、そういう意味では原則独占じゃなくて競争なんですよ。ただそのときに、郵便事業体とイコールフットィングを図るためにある程度、郵便ほど厳しくはないんですけども、全国展開の義務を課しましょうと。この制度をつくったときはそんな議論でのイコールフット

ィングの議論が出ていたということです。それは、今後見直すに当たってそこら辺を含めて抜本的と申し上げたのはそういうことですが、今の仕組みにとらわれず委員の先生方に検討していただければというふうに我々は思っています。

○田中委員長 よろしいでしょうか。

それでは、どうも長時間ありがとうございました。よろしくご検討ください。

本日の議題は以上です。

次回の日程につきましては別途事務局から連絡をいたします。

これもちまして、郵政民営化委員会第23回会合を閉会といたします。

どうも今日はありがとうございました。